

匝瑳市市民憲章文案募集要領（案）

1 応募資格

匝瑳市在住者とし、年齢は不問とする。

2 応募基準

- (1) 市民共通の尊い目標であること
- (2) 市民にとって親しみやすく印象深く感じられること
- (3) 簡潔でわかりやすいこと
- (4) 音読したときに心地よく耳に入ってくること
- (5) できるだけ外来語を使わないこと

3 応募方法

- (1) 応募用紙に市民憲章の文案と、郵便番号、住所、氏名、ふりがな、年齢、性別、電話番号、職業（学校名）を記入する。
※上記の必要事項を記入すれば、応募用紙以外でも応募可とする。
- (2) 応募は、1人何作品でも可とする。
- (3) 応募用紙は、匝瑳市役所企画課企画調整班あてに、郵送、Eメール、FAX又は持参するか、応募箱へ投函する。
※応募用紙及び応募箱は、市役所本庁舎、野栄総合支所、市民ふれあいセンター、八日市場公民館及びふれあいパーク八日市場に備え付ける。

4 応募期間

平成20年8月1日（金）～8月31日（日）[必着]とする。

5 選考方法

応募された文案は、匝瑳市市民憲章検討委員会において選考し、優秀な文案には記念品を贈呈する。選考作品の著作権は市に帰属し、作品を補作する場合があるものとする。

6 発 表

決定した市民憲章は、広報そうさ及びホームページで発表する。